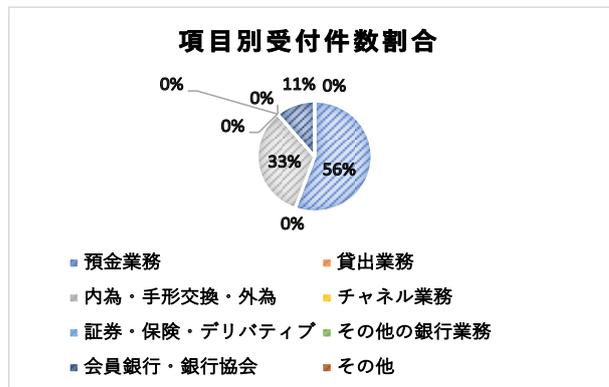
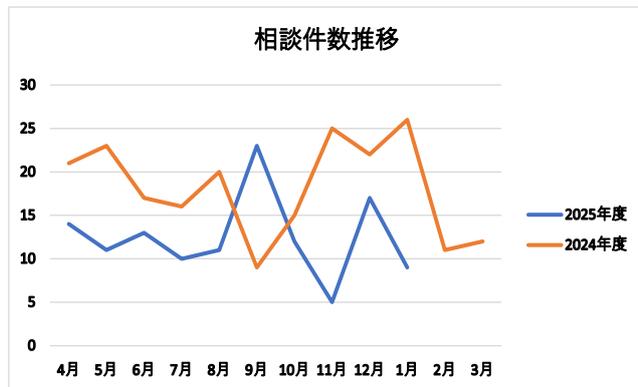


# 銀行とりひき相談所相談受付状況（2026年1月）

名古屋銀行協会  
銀行とりひき相談所

## 1. 受付件数の状況



□今月は9件となり、再び大きく減少した。（前月比+▲8件、前年同月比▲17件）

□項目別受付件数の割合では、「預金業務」が5件で最も多く、次いで「外国為替業務」が3件となった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

## 2. 相談の主な内容

### □預金業務

- ・キャッシュカードの暗証番号を3回間違えてしまった。緊急性もあり、以前は3時過ぎでも通用口経由で手続きをしてもらえたが、今回はできないと言われた。どうしてできなくなったのか教えてほしい。
- ・義父が亡くなったが、入院費の支払いのため本人の口座から引き出したい。どうしたらよいか。
- ・実母が亡くなった。養子が雇っている弁護士から相続財産がいくらあるか通知が来たが、どこの銀行にいくらあるかまで教えてくれない。どうしたらよいか。

### □外国為替業務

- ・海外に住んでいたが、夫が亡くなったので日本に帰国したが、現地の銀行に数十万ドル残高があり、現地の息子に日本の取引銀行に送ってもらう予定だが、金額が大きいので不安がある。留意すべきことについて教えてほしい。

## 3. トピックス

□口座売買の抑止に係る官民一体・業界横断的な広報について～「口座を売った、それだけで。」最近急増している特殊詐欺の被害金の送金先として不正に売買・譲渡・貸与された預貯金口座が悪用されています。

全国銀行協会は、このような口座の悪用を防ぐため、今般、口座の売買等は違法であり、新たな口座が開設できなくなる可能性などの重大な代償を伴うことを広く皆さまに周知するための動画を金融庁および警察庁の協力も得て作成いたしました。

全国銀行協会や当協会ホームページに掲載しておりますので、啓発動画としてご活用ください。

全国銀行協会ホームページ：<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n112801/>

銀行に関するさまざまご相談や苦情は  
銀行とりひき相談所へご連絡ください。  
052-559-6150 または右のQRコードへ



本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。